

熊本大学大学院博士課程奨学金給付制度（KDS）実施要領（案）

平成 22 年 4 月 19 日 学長裁定

（一部改定）令和 4 年 4 月 22 日 学生委員会承認

（一部改定）令和 4 年 12 月 26 日 学生委員会承認

（趣旨）

第 1 この要領は、熊本大学大学院博士課程（博士前期課程を除く。以下「博士課程」という。）において、優秀な学生の確保及び教育研究活動の活発化を図ることを目的として実施する熊本大学大学院博士課程奨学金給付制度（以下「KDS」という。）に関し、必要な事項を定める。

（給付対象者）

第 2 奨学金の給付対象者は、当該年度 5 月 1 日現在において博士課程に在学する学生で、入学試験の成績、学業成績又は学術研究活動において、特に優秀な成果を修めたと認められるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する学生は、対象としない。

- （1）在学期間が標準修業年限を超える学生。（本人の責に帰することのできない事由により標準修業年限を超えた学生を除く。）
- （2）博士課程への進学意欲の向上等を目的として文部科学省その他これに準ずる機関が実施する事業に基づき、当学期の 1 / 3 を超える期間について生活費相当額の支給を受ける学生、または、同事業により授業料が全額免除される学生
- （3）授業料年額相当を給付する奨学金制度との併給が制限されている支援制度を利用している学生
- （4）研究活動に専念可能な安定的な収入を得ている学生

（給付人数）

第 3 一年度あたりの奨学金の給付人数については、5 月 1 日現在における給付対象者に 7 % を乗じて得た数（以下「支援者数」という。）とし、当該支援者数の内訳は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、支援者数に第 2 号に該当する学生数を加えた数が収容定員の 7 % 人に満たない場合は、収容定員数に 7 % を乗じて得た数から第 2 第 2 号に該当する学生数を減じた数を一学年あたりの奨学金の給付人数とする。

- （1）一般枠 支援者数の 5/7 に相当する数
- （2）私費留学生枠（大型の競争的資金による拠点研究等（学内の拠点形成研究を含む。）に参加する私費留学生についての枠をいう。以下同じ。） 支援者数の 2/7 に相当する数

（申請手続）

第 4 奨学金の給付を申請しようとする者（過去の受給者を含む。）は、指導教員の推薦を得て、5 月末日までに、博士課程奨学金給付申請書（別紙様式 1）を所属の教育部の長に提出するものとする。なお、私費留学生枠の申請については、研究拠点の代表者を經由して、各教育部の長に提出するものとする。

（教育部からの推薦）

第 5 各教育部の長は、奨学金の給付を申請した者のうち、入学試験の成績、前年度 1 年間の学業成績又は学術研究活動において特に優秀な成果を修めたと認められるものを選考し、推薦順位及び推薦の判断根拠となった理由を付して、6 月末日までに、学長に推薦するものとする。

- 2 前項の規定により教育部の長が推薦することができる人数は、第 3 各号により算出した数を各教育部の給付対象者数で按分した数に、按分した数の 2 % を加えた数とする。ただし、2 % を加えた人数が加える前の人数と同数の場合は、1 名を加えることができる。

第 6 私費留学生（5 月 1 日現在において博士課程に在学する者に限る。）については、一般
枠及び私費留学生枠への重複推薦を妨げない。ただし、給付対象者としての決定は、い
ずれか一方の枠についてのみ行うものとする。

（給付対象者の決定）

第 7 学長は、各教育部の長からの推薦順位を参考に、給付対象者を決定し、速やかにその結
果を各教育部の長へ通知するものとする。

2 私費留学生枠の給付対象者の決定については、留学生の参加状況が公に評価されることが
前提となっている事業に参加する者を優先するものとする。

（給付期間、給付金額）

第 8 給付期間は、当該年度限りとする。

第 9 給付金額は、学生 1 人につき授業料年額相当額とする。ただし、9 月末までの修了予定
者、10 月 1 日から 3 月 31 日までの間に標準修了年限を超える学生又は第 12 による追加枠
での採用者の給付金額は、授業料年額相当額の半額とする。

2 給付金は、返還を要しない。

第 10 給付は、当該年度の適切な時期に、原則として一括給付にて行うものとする。

（追加採用）

第 11 第 9 条ただし書きにより給付金額が授業料年額相当額の半額となる学生が在籍する教
育部には、追加枠として当該学生と同数を追加配分する。

2 追加枠の取扱いに関しては、第 2、第 4 及び第 5 の規定を準用する。この場合において、
第 2 中「5 月 1 日現在」とあるのは「11 月 1 日現在」と、第 4 中「5 月末日」とあるのは
「11 月末日」と、第 5 中「6 月末日」とあるのは「12 月末日」と読み替えるものとする。

3 追加枠への推薦については、一般枠及び私費留学生枠との重複推薦を妨げない。ただし、
給付対象者としての決定は、いずれか一つの枠についてのみ行うものとする。

（事務）

第 12 KDS に関する事務は、学生支援部学生生活課において処理する。

（実施）

第 13 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から実施し、平成 22 年度在学者から適用する。

附 記

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。